

(公 印 省 略)

分 医 発 第 2 5 0 3 号

令 和 7 年 1 0 月 9 日

各郡市等医師会担当理事 殿

大 分 県 医 師 会

常任理事 吉 賀 攝

医薬品等マスタの早期の点検報告に向けた取組と今後について

今般、厚労省より日本医師会宛等に標記事務連絡が発出された旨、日医担当理事から別紙のとおり連絡が参りましたので、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

日医発第 1117 号（情シ）
令和 7 年 10 月 7 日

都道府県医師会 担当理事 殿

公益社団法人 日本医師会
常任理事 長島 公之
（公印省略）

医薬品等マスタの早期の点検報告に向けた取組と今後について

平素より本会会務の運営に特段のご理解・ご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

電子処方箋において、日医発第 1625 号（情シ）令和 6 年 12 月 20 日「電子処方箋システム一斉点検の実施について（周知依頼）」、および日医発第 864 号（情シ）令和 7 年 8 月 26 日「医薬品等マスタの設定等にかかる点検報告について（対応依頼）」にて、医薬品等マスタの設定等にかかる点検報告についてお知らせし、電子処方箋を導入しているほとんどの医療機関にて点検報告を行っていただきました。ご協力いただき誠にありがとうございます。

一方、電子処方箋を導入した医療機関のうち、ごく一部の医療機関ではございますが、まだ、点検報告をなされていない状況とのことで、厚生労働省よりそういった医療機関等に対する今後の対応についての方向性が示され、その周知依頼が本会宛にまいりました。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了解いただくと共に、貴会管下の郡市区等医師会ならびに会員への周知方につき、ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

以上

【点検報告済みリスト】

既に点検報告済で電子処方箋の運用開始日を迎えている場合は、「医薬品等マスタ等の点検報告を完了した医療機関・薬局リスト」として厚生労働省ホームページに掲載されておりますので、点検報告を行ったか不明な場合は、ご確認ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/denshishohousen_taioushi_setsu_tenken00001.html

【医薬品等マスタの未点検医療機関・薬局への点検報告依頼の送付について】

令和 7 年 9 月 4 日時点で電子処方箋の運用開始日の登録がされている医療機関・薬局のうち、医薬品等マスタの設定等の点検報告が確認できていない医療機関・薬局に、点検報告に関する参考資料が送付されますので、内容をご確認ください。

厚生労働省への点検報告がお済みでない場合は、資料を参考にしながら、以下に記載されている医療機関等向け総合ポータルサイトからの案内に沿ってシステムベンダーとも確認の上、早急にご報告をお願いいたします。

https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=kb_article_view&sysparm_article=KB0011894



なお、厚生労働省よりシステムベンダーに対し、点検報告の趣旨・内容に関して直接説明済みであり、医療機関・薬局からのご相談に適切に対応するよう依頼しております。

【未点検医療機関・薬局への電子処方箋管理サービスへの接続停止措置について】

医療現場にとって電子処方箋を利用しやすく、安全に運用できる仕組み・環境の整備を進め、かつ、患者の健康被害を防ぐために、原則、年末を目途に厚生労働省への点検報告を行っていない医療機関・薬局におかれては点検報告が行われるまでの間、電子処方箋管理サービスへの接続を停止させていただく措置が講じられる予定です。当該措置により、電子処方箋の発行・応需、処方情報・調剤結果の登録、重複投薬等チェックの実施、直近の処方・調剤情報を含む薬剤情報等の閲覧等、電子処方箋に関連するサービスを利用できなくなりますので、ご留意下さい。

当該措置に関する具体的な実施時期及び当該措置を踏まえた対応については改めて医療機関等向け総合ポータルサイト等で案内される予定です。

【本件の問い合わせ先】

オンライン資格確認等コールセンター 0800-080-4583（通話無料）

月曜日～金曜日（祝日を除く）8：00～18：00

土曜日（祝日を除く）8：00～16：00

※電子カルテの具体的な操作方法等については、各電子カルテ事業者にお問い合わせください。

【別添資料】

・事務連絡：医薬品等マスタの早期の点検報告に向けた取組と今後について

事 務 連 絡
令和 7 年 9 月 26 日

別記関係団体 御中

厚生労働省医薬局総務課

医薬品等マスタの早期の点検報告に向けた取組と今後について

今般、厚生労働省としては、医療現場にとって電子処方箋を利用しやすく、安全に運用できる仕組み・環境の整備を進めるため、「ダミーコードに係る電子処方箋管理サービスの改修に伴う対応について」（令和 7 年 8 月 21 日付け医薬総発 0821 第 1 号）において、「電子処方箋を受ける薬局側のシステムで、医師の処方と異なる医薬品名が表示される」事象の主な原因であったダミーコードについて、令和 7 年 8 月 28 日に電子処方箋管理サービスにおいて登録ができない改修を行う旨をお知らせするとともに、「ダミーコードに係る電子処方箋管理サービスの改修に伴う対応について」（令和 7 年 8 月 22 日付け厚生労働省医薬局総務課事務連絡）において、厚生労働省への点検報告が済んでいない医療機関・薬局は報告を行っていただくよう再周知したところです。

今後、患者の健康被害を防ぐために、下記のとおり更なる取組や防止策として、未点検の医療機関・薬局に対し、点検報告を改めて郵送で依頼した上で、万一実施されない場合は、原則、年末を目途に関連サービスの接続停止措置を講ずる予定です。このため、貴会会員又は管内の医療機関・薬局の皆様に対して、下記の内容について周知をしていただきますとともに、改めて早期の点検報告にご協力いただきますようお願いいたします。

記

1. 医薬品等マスタの未点検医療機関・薬局への点検報告依頼の送付について

令和 7 年 9 月 4 日時点で電子処方箋の運用開始日の登録がされている医療機関・薬局のうち、医薬品等マスタの設定等の点検報告が確認できていな

い医療機関・薬局に、点検報告に関する参考資料を送付いたしますので、内容をご確認ください。

厚生労働省への点検報告がお済みでない場合は、資料を参考にしながら、以下に記載されている医療機関等向け総合ポータルサイトからの案内に沿ってシステムベンダーとも確認の上、早急にご報告をお願いいたします。

https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=kb_article_view&sysparm_article=KB0011894

なお、厚生労働省よりシステムベンダーに対し、点検報告の趣旨・内容に関して直接説明済みであり、医療機関・薬局からのご相談に適切に対応できるよう依頼しております。

2. 未点検医療機関・薬局への電子処方箋管理サービスへの接続停止措置について

医療現場にとって電子処方箋を利用しやすく、安全に運用できる仕組み・環境の整備を進め、かつ、患者の健康被害を防ぐために、原則、年末を目途に厚生労働省への点検報告を行っていない医療機関・薬局におかれては点検報告が行われるまでの間、電子処方箋管理サービスへの接続を停止させていただく措置を講ずる予定です。当該措置により、電子処方箋の発行・応需、処方情報・調剤結果の登録、重複投薬等チェックの実施、直近の処方・調剤情報を含む薬剤情報等の閲覧等、電子処方箋に関連するサービスを利用できなくなりますので、ご留意下さい。

当該措置に関する具体的な実施時期及び当該措置を踏まえた対応については改めて医療機関等向け総合ポータルサイト等でご案内いたします。

以上

(別記)

公益社団法人 日本医師会

公益社団法人 日本歯科医師会

公益社団法人 日本薬剤師会

一般社団法人 日本病院会

公益社団法人 全日本病院協会

公益社団法人 日本精神科病院協会

一般社団法人 日本医療法人協会

一般社団法人 日本社会医療法人協議会

公益社団法人 全国自治体病院協議会

一般社団法人 日本慢性期医療協会

一般社団法人 国立大学附属病院長会議

一般社団法人 日本私立医科大学協会

一般社団法人 全国公私病院連盟

社会福祉法人 恩賜財団済生会

一般社団法人 日本病院薬剤師会

一般社団法人 日本保険薬局協会

一般社団法人 日本チェーンドラッグストア協会

一般社団法人 日本薬局協励会

一般社団法人 保健医療福祉情報システム工業会

日本赤十字社

国家公務員共済組合連合会

全国厚生農業協同組合連合会

社会福祉法人 北海道社会事業協会

独立行政法人 国立病院機構

独立行政法人 労働者健康安全機構

独立行政法人 地域医療機能推進機構

国立研究開発法人 国立がん研究センター

国立研究開発法人 国立循環器病研究センター

国立研究開発法人 国立精神・神経医療研究センター

国立研究開発法人 国立成育医療研究センター

国立研究開発法人 国立長寿医療研究センター

国立健康危機管理研究機構

防衛省人事教育局衛生官

文部科学省高等教育局医学教育課